

令和6年度第1回安来市総合教育会議次第

開催日：令和6年12月17日（火）
15時00分～
会 場：安来庁舎301会議室

1 市長あいさつ

2 議 題

安来市立小中学校適正配置について

3 その他

安来市総合教育会議名簿

氏名	選出区分等	備考
田中 武夫	市長	議長
秦 誠司	教育委員会(教育長)	
平野 千恵	教育委員会(委員)	
青砥 洋	教育委員会(委員)	
原 智	教育委員会(委員)	
寺田 禎	教育委員会(委員)	



安来市立小中学校適正配置に係る 再編地域協議会について

～安来市立小中学校の目指す望ましい教育環境の整備に向けて～

令和6年12月開催 総合教育会議資料

安来市教育委員会



学校の再編について「安来市小中学校適正配置基本計画」より

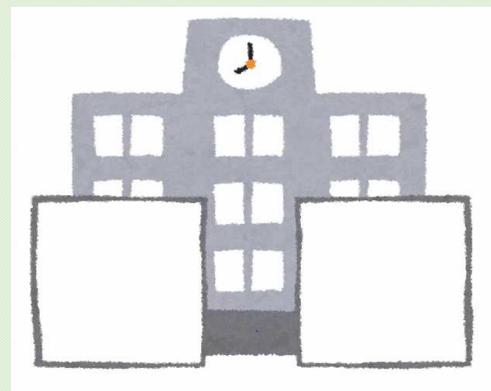
小学校 17校 ⇒ 9校、中学校 5校 ⇒ 4校に再編します

○小学校（R11の児童数は出生数による見込み、R17の児童数は推計による見込みを表示）

学校名	児童数(人)			地域性	校舎老朽化度	再編計画
	R5	R11	R17			
十神小学校	348	351	282	平地	B	十神
社日小学校	168	127	105	平地	B	社日
島田小学校	159	132	103	中間	B	島田
宇賀荘小学校	44	38	31	中間	B	再編
南小学校	56	52	32	中間	C	
能義小学校	60	53	38	中間	B	
飯梨小学校	28	44	31	中間	C	再編
荒島小学校	164	113	92	中間	C	
赤江小学校	234	150	104	平地	C	赤江
広瀬小学校	198	102	81	中間	C	再編
山佐小学校	11	12	8	山間	C	
布部小学校	14	11	6	山間	C	
比田小学校	23	19	12	山間	B	比田
安田小学校	74	50	37	中間	C	再編
母里小学校	65	49	32	中間	C	
井尻小学校	17	10	6	山間	B	
赤屋小学校	26	22	18	山間	C	

○中学校（生徒数は出生数による見込みを表示）

学校名	生徒数(人)			地域性	校舎老朽化度	再編計画
	R5	R11	R17			
第一中学校	446	431	321	平地	A	一中
第三中学校	154	128	88	中間	C	三中
第二中学校	81	86	63	中間	C	再編
伯太中学校	119	99	54	中山間	B	
広瀬中学校	145	128	62	中山間	B	広瀬中



再編地域協議会における協議について

基本計画に基づく再編計画について、校区ごとに地域協議の会を立ち上げ、合意形成を図る

再編地域協議会で協議する事項

- 再編後の学校施設の場所
 - 中学校・・・建設候補地の選定
 - 小学校・・・学校施設の選定
- 再編の時期
- 諸課題の検討（場所及び時期を検討するために必要な事項）



再編の実施についての合意
同意書（確認書）

学校教育施設の候補地及び候補施設選定の基本的な考え方について

< 中学校 >

場所を選定し、新設する方向で検討する

- 再編後の生徒、児童数及び必要な施設の内容と規模を基本条件とする

2クラス／学年
2.0ha～2.5ha程度の敷地

- 二中、伯太中校区全域を対象に候補地を選定

< 小学校 >

必要な改修を行い、既存校舎の活用を考える

10名以上／クラス
1クラス／学年

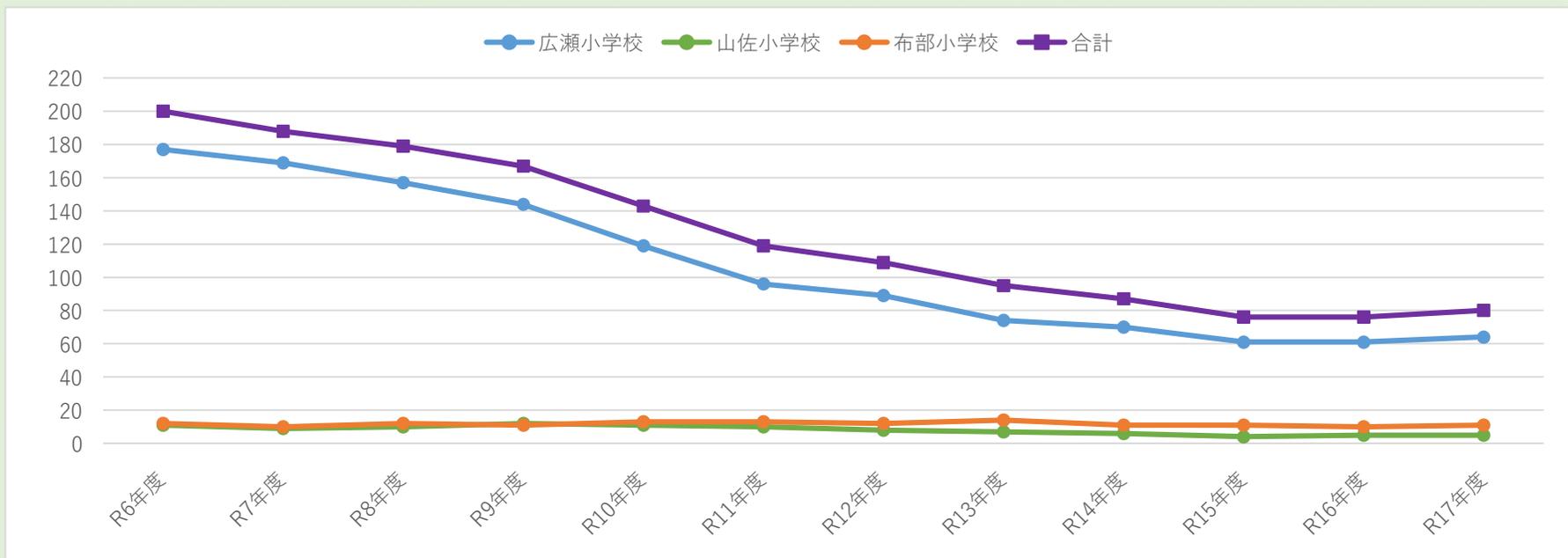
- 再編となる校区ごとに中学校を含む既存校舎を対象として学校施設を選定

児童数の推移（広瀬小学校、山佐小学校、布部小学校）

◆児童数の見込み(人)◆

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
広瀬小学校	177	169	157	144	119	96	89	74	70	61	61	64
山佐小学校	11	9	10	12	11	10	8	7	6	4	5	5
布部小学校	12	10	12	11	13	13	12	14	11	11	10	11
合計	200	188	179	167	143	119	109	95	87	76	76	80

※島根県児童数及び標準学級数調べ（R6.5.31現在）



小学校の選定フローについて

各学校の評価

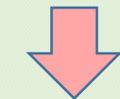
【敷地及び建物に関する評価】

- ・敷地に関する評価
- ・建物に関する評価

【立地に関する評価】

- ・利便性に関する評価
- ・安全性の評価
- ・環境性に関する評価

使用施設の候補設定



使用施設の改修項目の整理

場所選定に関する総合評価について

校舎	立地に関する評価	敷地・建物に関する評価	総合評価
広瀬小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の児童数が多い ・休憩・学習施設、中央交流センター、体育館に近接している ・警察署と近接している 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積が広い ・校舎や学級の面積が広く、学級数が多い 	立地及び敷地・建物の両方で優位
	<ul style="list-style-type: none"> ・極端に評価が低いものはない 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館の規模が小さく、築年数が長い 	
評価点	128	90	218 (100.0)
山佐小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路と近接している ・水害履歴なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積が広い ・体育館の規模が大きく、築年数が短くて健全性が高い 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の児童数が少ない ・各種運動施設や交流施設から離れている 	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎や学級の面積が狭く、学級数も少ない。 	
評価点	45	73	118 (54.1)
布部小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・水害履歴なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎や学級の面積が狭く、学級数も少ない。 ・体育館の規模が小さく、健全性も低い 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の児童数が少ない ・各種運動施設や交流施設から離れている 		
評価点	48	50	98 (45.0)

※ 各学校で上段が主な優位な点、下段が主な懸念される点。()内は最高点を100とした場合の指数

再編地域協議会での検討状況について

＜学校施設の場所について＞
広瀬小学校を使用する

＜再編地域協議会の開催状況＞

第1回～第3回・・・令和6年5月、8月、11月開催
第4回・・・令和7年1月開催予定

＜再編の時期について＞

令和9年度に3校統合するということを前提としながら、
第一段階として令和8年度に山佐小学校が統合し、最終的に
令和9年度に布部小学校が統合する

＜その他＞

- ◎通学方法については、スクールバス等を用いながら、
状況に応じて検討する
- ◎施設改修については、改修の基本計画を策定し、統合
後も必要な改修を継続して行う



再編地域協議会との合意書の取り交わし

学校施設及び周辺施設の状況について

広瀬小学校周辺



広瀬小学校

旧広瀬幼稚園

広瀬庁舎

広瀬中央交流C

再編に向けた課題

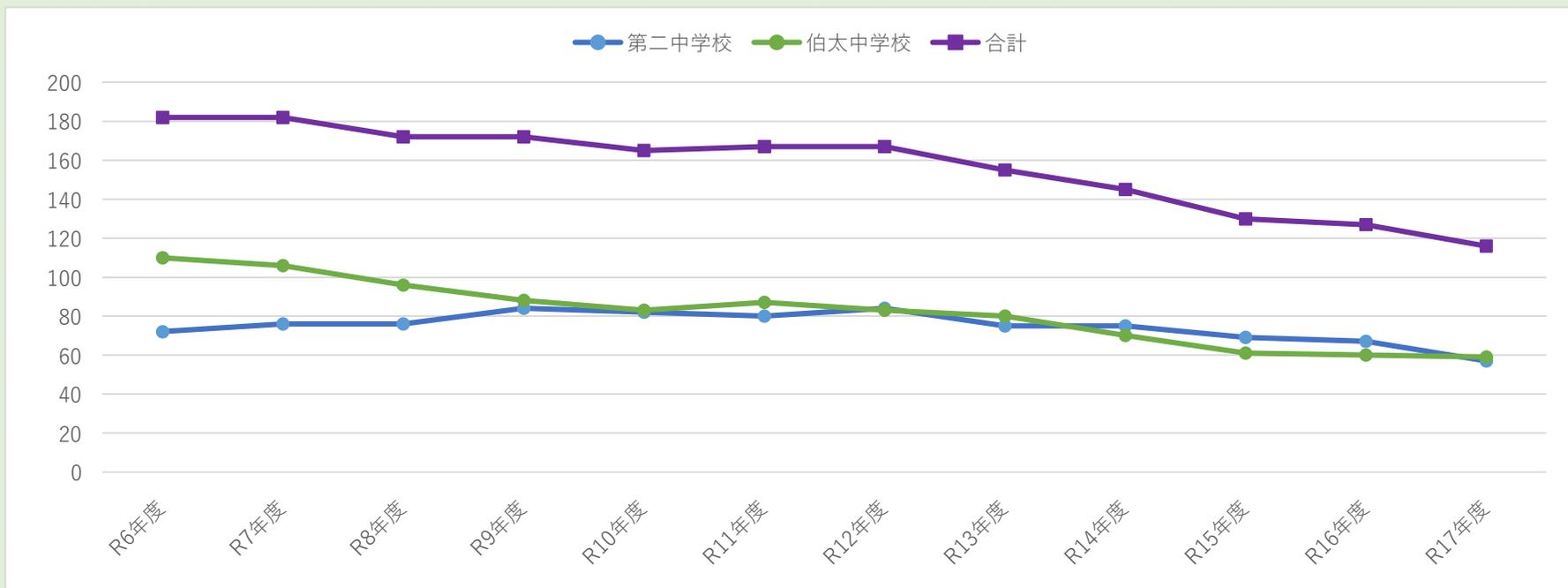
- ・ 学校施設の改修
 - 校舎
 - 体育館
 - 校庭
 - プール施設
- ・ 通学方法の検討
 - スクールバス運行
 - バス乗降場所
- ・ 周辺施設との調整
 - 広瀬複合施設
 - 広瀬中央交流センター
 - 放課後児童クラブ
(旧広瀬幼稚園)
- ・ その他

生徒数の推移(第二中学校、伯太中学校)

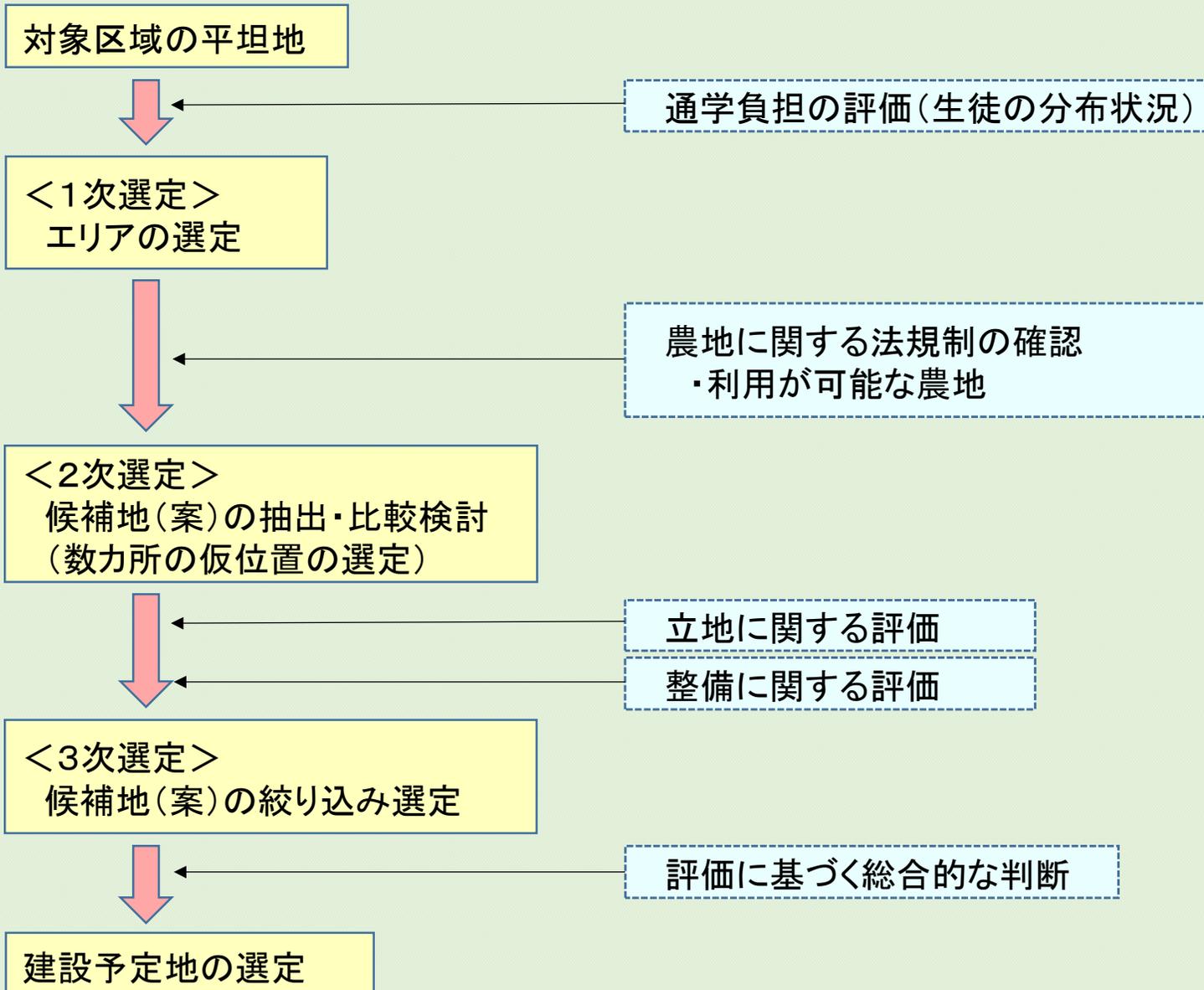
◆生徒数の見込み(人)◆

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度
第二中学校	72	76	76	84	82	80	84	75	75	69	67	57
伯太中学校	110	106	96	88	83	87	83	80	70	61	60	59
合計	182	182	172	172	165	167	167	155	145	130	127	116

※島根県児童数及び標準学級数調べ(R6.5.31現在)



中学校の選定フローについて



中学校用地の候補地選定について

◎候補地の基本条件

中学校の建設用地としては、通学などの容易性や環境保全の観点から、原則平坦地部分を想定した。

※原則山林地域、自然公園区域を除く → 対象エリア内の平坦地(農地)

1. 1次選定(エリアの選定)

より多くの生徒の通学に対する負担が少ないことが望ましいという観点から、生徒の移動負担に基づくエリアの選定を行う。

方法として、各地域の中心的なポイントを小中学校として設定し、各エリアからの移動距離を算出する。

「エリアの生徒数 × 移動距離 = 移動負担」

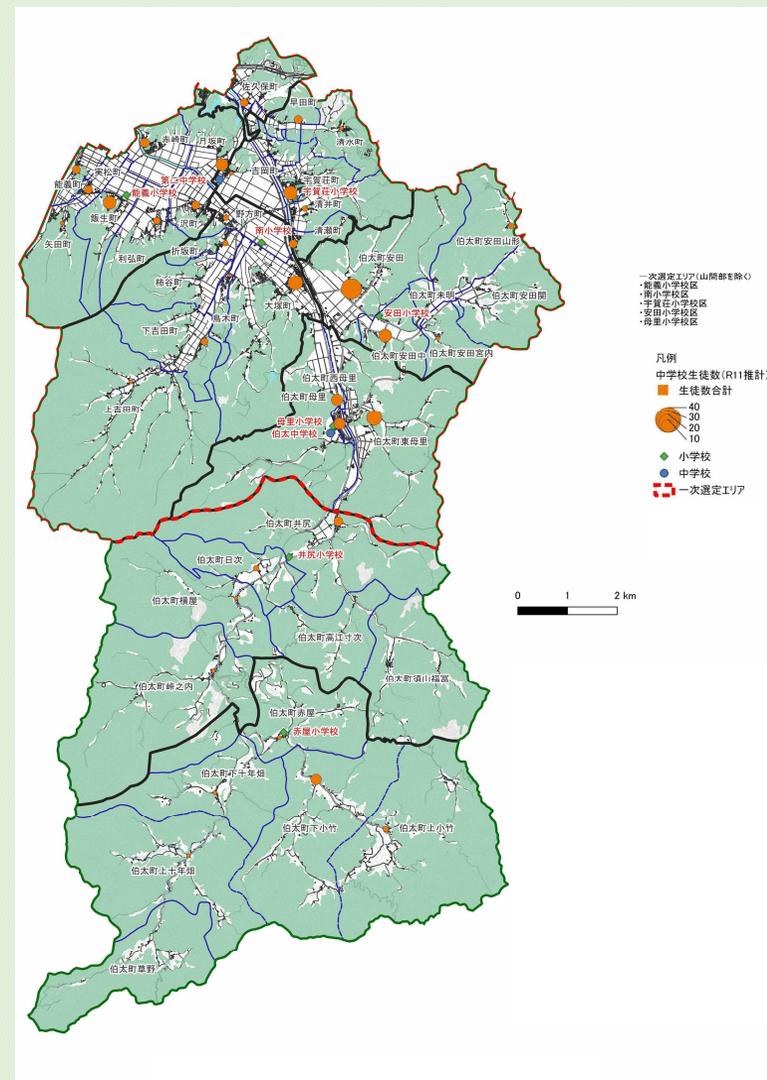
これにより、移動負担の少ない地域を選定した。

1次選定（エリアの選定）について

中学校候補地選定 地区別移動負荷計算(令和11年度)

校区名	R11推計 生徒数 (人)	移動負荷(cost)							
		能義	南	宇賀荘	第二中	安田	母里 伯太中	井尻	赤屋
能義	41	58.3	130.2	154.1	83.3	260.6	379.0	492.4	688.6
南	22	100.2	36.7	56.2	68.6	82.3	179.5	236.7	354.2
宇賀荘	23	105.1	47.3	21.6	50.8	98.9	145.7	204.0	461.1
社日	4	14.0	12.0	6.4	5.6	21.6	47.2	62.0	82.4
安田	38	466.7	120.0	153.4	195.9	29.4	120.7	250.3	475.5
母里	30	250.2	128.0	152.0	183.2	95.8	41.0	122.8	282.0
井尻	9	108.0	71.3	78.4	90.0	65.7	32.1	13.6	49.9
赤屋	12	238.2	183.2	193.3	207.9	177.1	133.8	90.6	28.2
合計	179	1340.7	728.7	815.4	885.3	831.4	1079.0	1472.4	2421.9
		6	1	2	4	3	5	7	8

※移動負荷(Cost) = 生徒数 × 移動距離



1次選定としては、比較的移動負荷が少ないエリア(順位6番目まで)を選定。

※右図の赤ラインより北側

2次選定（候補地の抽出・比較検討）について

2. 2次選定（候補地の抽出・比較検討）

◎現状

第1次選定エリア内には大規模ほ場整備が多く実施されており、完了後間もなかったり、進行中となっている。これらの区域は農業振興上、重要な農地である。

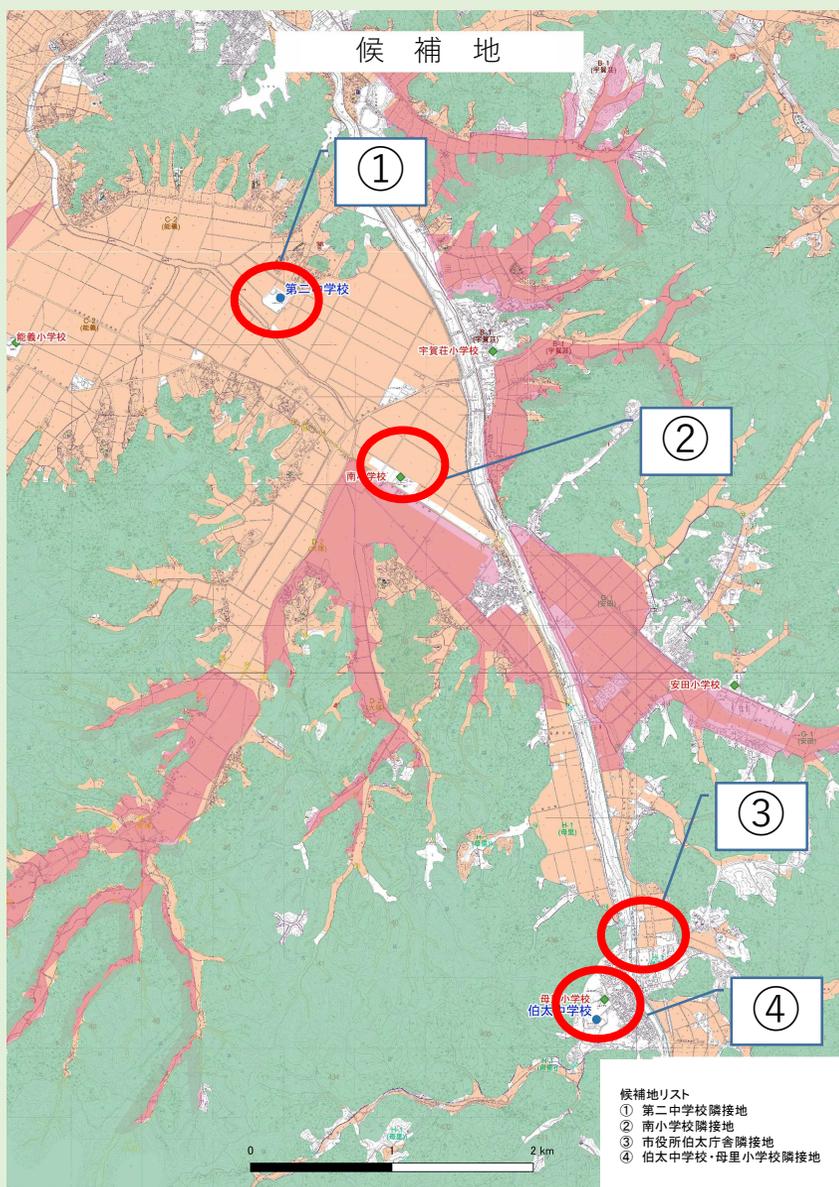
また、ほとんどの場所が農振農用地区域に指定されており、原則的には農地転用が困難な場所である。

◎考え方

比較的転用の可能性がある、すでに農地転用が行われている敷地の隣接地など、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れが少ない場所で、幹線道路沿線にある既存施設などの隣接地を候補地として抽出する。

候補地内での具体的な場所は、農政部局との協議を要する。

2次選定（候補地の抽出・比較検討）について



<再編地域協議会の開催状況>

- 第1回～第2回・・・令和6年5月、8月開催
- 第3回・・・令和6年12月19日開催予定

候補地リスト

- ① 第二中学校隣接地
- ② 南小学校隣接地
- ③ 市役所伯太庁舎隣接地
- ④ 伯太中学校・母里小学校隣接地

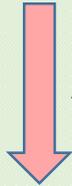
中学校の選定フローについて

対象区域の平坦地



通学負担の評価(生徒の分布状況)

<1次選定>
エリアの選定



農地に関する法規制の確認
・利用が可能な農地

<2次選定>
候補地(案)の抽出・比較検討
(数力所の仮位置の選定)



立地に関する評価

整備に関する評価

<3次選定>
候補地(案)の絞り込み選定



評価に基づく総合的な判断

建設予定地の選定

3次評価の結果について

候補地	立地に関する評価	整備に関する評価	費用に関する評価	3次評価
① 第二中学校 隣接地	・幹線道路に近接している ・過去の災害履歴なし	・取付道路の整備の必要性なし	37.9億 ～43.4億円	/
	・農地法の制約が多い ・休憩・学習施設との距離が遠い			
評価点	75	21	15	111 (98.2)
② 南小学校 隣接地	・移動負荷が少ない ・自転車通学圏内の生徒数が多い	・取付道路の整備の必要性なし	43.6億 ～51.1億円	/
	・農地法の制約が多い ・休憩・学習施設との距離が遠い			
評価点	83	21	9	113 (100.0)
③ 市役所 伯太庁舎 隣接地	・農地法の制約が少ない ・過去の水害履歴なし	・取付道路の整備の必要性なし	49.1億 ～56.8億円	/
	・文化ホール、運動公園との距離が遠い			
評価点	57	18	9	84 (74.3)
④ 伯太中学校・ 母里小学校 隣接地	・休憩・学習施設との距離が近い	・アクセス道との平均高低差が少ない	38.8億 ～44.3億円	/
	・農地法の制約が多い ・文化ホール、運動公園との距離が遠い	・取付道路の整備が必要		
評価点	38	30	15	83 (73.5)

※ 各候補地の上段が主な優位な点、下段が主な懸念される点。()内は最高点を100とした場合の指数

用地に関する考え方について

用地確保、整備工事の容易性、必要な付帯工事の有無等を評価した。

評価をするにあたって、**新設中学校に必要な面積を3.0ヘクタールと想定し**、既存施設の敷地を活用できる場合は、合計して概ね3.0ヘクタールとなるように新たに取得する用地を設定した。

候補地	隣接地の農地区分	既存施設の土地面積 (ha)	取得面積 (ha)	合計面積 (ha)
①第二中学校隣接地	甲種農地	2.0	1.0	3
②南小学校隣接地	甲種農地、第一種農地	1.9	1.0	2.9
③市役所伯太庁舎隣接地	第三種農地	0.0	2.9	2.9
④伯太中学校・母里小学校隣接地	第一種農地	2.2	1.0	3.2

※農地の許可基準・・・「甲種農地」、「第一種農地」は既存面積の1/2を超えない範囲で転用可。

費用に関する評価（各候補地の費用比較）について

	用地取得及び盛り土 ・造成費用 ※1	校舎及び体育館の 建設費用 ※2	事業費合計	基本構想から開校 までの期間
①第二中学校隣接地	1.9億円～2.0億円 用地取費(既存敷地1/2) 盛土購入、造成・擁壁費用 造成高 1.5m	36億円～41.4億円 ※体育館は既存施設を利用	37.9億円 ～43.4億円	6年～7年
②南小学校隣接地	1.6億円～1.7億円 用地取費(既存敷地1/2) 盛土購入、造成・擁壁費用 造成高 1.0m	42億円～49.4億円 ※体育館は新設(6～8億円)	43.6億円 ～51.1億円	6年～7年
③市役所伯太庁舎 隣接地	7.1億円～7.4億円 用地取費(2.9ha新規取得) 盛土購入、造成・擁壁費用 造成高 2.0m	42億円～49.4億円 ※体育館は新設(6～8億円)	49.1億円 ～56.8億円	7年～8年
④伯太中学校 ・母里小学校隣接地	2.8億円～2.9億円 用地取費(既存敷地1/2) 盛土購入、造成・擁壁費用 造成高 2.0m	36億円～41.4億円 ※体育館は既存施設を利用	38.8億円 ～44.3億円	6年～7年

※1 … 用地取得費は、直近の官公庁の買収単価を基に試算した。

取得した用地の造成高については、隣接地の高さと同レベルとなるように設定した。ただし、②南小隣接地は現状を考慮した。

※2 … 校舎の延べ床面積については、推計される学校規模及び文部科学省設置基準、国庫負担金等に基づく補助基準等に基づき、普通教室(6学級)、特別支援教室(3学級)、多目的スペースを考慮し、4,008㎡で試算した。(鉄筋コンクリート造で20億円、鉄骨鉄筋コンクリート造で23億円。間接経費は×0.8にて試算)

評価及び課題等について

	評価及び課題等
①第二中学校隣接地	<ul style="list-style-type: none">・立地に関する評価・整備に関する評価が比較的高い・事業費が低く抑えられる・敷地の形状が整っているため、配置計画に比較的自由度がある・体育館は既存施設(南体育館及び二中体育館)を利用できる
②南小学校隣接地	<ul style="list-style-type: none">・立地に関する評価・整備に関する評価が高い・事業費が比較的高い・敷地が長方形となった場合、建物配置に制約がある・建物配置によっては、南小の仮移転及び解体費用が発生する可能性がある・校舎の建物配置によっては工期が伸びる可能性がある・既存敷地に一部借地がある
③市役所伯太庁舎隣接地	<ul style="list-style-type: none">・立地に関する評価・整備に関する評価が比較的低い・事業費が高い・新設のため、敷地の形状及び建物配置に自由度がある・造成、盛り土費用が高額となる・すべての敷地が用地造成からであり工期がかかる・地盤調査やインフラ整備に時間を要する・チューリップ栽培に支障がある
④伯太中学校・ 母里小学校隣接地	<ul style="list-style-type: none">・立地に関する評価・整備に関する評価が低い・事業費が比較的低く抑えられる・敷地形状が不整形である・交通アクセスがよくない・敷地の高低差があり、盛り土費用が高額となる・体育館は既存施設(伯太体育館及び伯太中体育館)を利用できる

評価に基づき総合的に判断し、決定する

学校施設及び周辺施設の状況について

①第二中学校



②南小学校



③市役所伯太庁舎



④伯太中学校・母里小学校





わたしたち大人が

未来を生きる子どもたちのため

今 考えるときである

安来市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、安来市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項について協議及び当該協議のための事務調整を行うものとする。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会で組織する。

(会議)

第4条 総合教育会議の会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対して協議すべき具体的事項を示し、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、市長をもって充てる。

(関係者の出席)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は識見を有する者の出席を求めて当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれのあると認めるとき又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

- 2 会議に関する教育委員会事務局内での調整は、教育委員会教育総務課において行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか総合教育会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。